

あしぎんインターネットバンキング利用規定

- あしぎんインターネットバンキングの内容
あしぎんインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、当行所定の申込手続きを完了し、あしぎんインターネットバンキングのサービスをご利用になることとなります。当行がサービス利用を承認した契約者ご本人（以下「契約者」といいます。）がパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」といいます。）やスマートフォン等の端末機（以下「端末機」といいます。）を通じて、インターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスとなります。本サービスのご利用は、国内居住の個人の方に限り、お一人様につき原則1契約とさせていただきます。なお、個人の以下ご自身の事務のお取引についてのご利用はできません。

- 本サービスの利用
契約者は以下の各条項を承認の上、本サービスを利用するものとします。

- ①口座情報（残高・入出金明細）照会
- ②振込・振替取引
- ③定期預金送金取引
- ④定期金取引
- ⑤投資信託取引
- ⑥外貨預金取引
- ⑦電子交付サービス
- ⑧ペイジー払込み
- ⑨公共料金口座振替契約の申込み
- ⑩残高照会・繰上返済予約・住宅ローン固定金利特約申込み
- ⑪住所・電話番号変更届け
- ⑫WEB口座替替

- 使用できる機器
本サービスの利用に際して使用できる端末機は、当行所定の仕様を完備したものに限りま

- 利用料等
利用料等は、当行所定の方法により、本サービスをお申込みいただいた個人のお客さまで、当行が利用を認められた方になります。
- 反社会的勢力との取引拒絶
本サービスは後記37.(5)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項の各号の一つでも該当する場合には、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。

- 利用期間
本サービスの利用期間は当行所定の期間とし、利用期間は前記2.の取引より異なります。ただし、当行はこの期間に契約者に事前に通知することなく契約者が連絡がなくなります。なお、当行のめくによる不慮工事等が発生した場合は、利用期間中であっても契約者に連絡がなくなる利用一時停止もしくは中止することがあります。

- サービスの休止
当行は、システム維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスの全部または一部を休止することができるものとします。この休止の時期および内容については、当行ウェブサイトへの掲載等により通知するものとします。

- サービスの利用
①サービスの利用申込みの際には、サービスの対象となる預金口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を当行所定の方法により届出するものとします。
②サービス利用口座は当行国内本店の窓口で開設し利用できます。
③サービス利用口座として届出ることができない預金科目・種別および口座数は、当行所定の範囲内に限ります。
④本サービス利用開始後にサービス利用口座の追加および削除を申込みする場合には、申込みの都度当行所定の方法により届出するものとします。
⑤サービス利用口座を解約した、もしくは休帳口座となった場合は、以後本サービスにおいて当該行庫に関するサービス利用はできません。

- 代表口座
①契約者は、前記8.により届出したサービス利用口座のうち、普通預金（総合口座普通預金を含みます。）1口座をサービス代表口座（以下「代表口座」といいます。）として届出するものとし、代表口座の印鑑を本サービスにおける印鑑として使用します。
②代表口座を変更および削除することはできません。

- 手数料
①本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料およびこれに伴う消費税等を申し受けます。
②前項の利用手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに、当行所定の方法によりお届けいただいた代表口座から、毎月20日（休日の場合は翌営業日）に口座振替により引落します。なお、利用手数料は、当行が契約者の申込手続きを完了した日の翌月分からお支払いとなります。
③当行は、利用手数料契約者に事前に通知することなく変更することがあります。今後、本サービスにかかる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに、当行所定の方法により引落します。

- 前記①の利用手数料以外の諸手数料についても、提供するサービス等の追加・変更に伴い、新設・変更する場合があります。新設・変更の際は、当行の定める方法により契約者へ告知します。

- 本人確認
本サービスのご利用について、当行は利用者を契約者とみなし、契約者の本人確認は次の方法により行うものとします。
①本サービスを利用する際に、当行は端末機または契約者が最初に通知された以下の各号を確認し、当行に登録されている契約者および通知されたそれの情報と一致を確認することにより本人確認を行います。
②ログインID
③パスワード
④振込パスワード（「ログインパスワード」「確認用パスワード」をあわせて「パスワード」といいます。）
⑤追加認証（秘密の質問・回答）
⑥「ログインID」は、契約者が本サービスを最初に利用される際に設定する6～12桁（英数字に限る）の「契約者をご特定するもの」とします。
⑦契約者当初に本サービスをご利用される際に必要となる「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」は、契約者が当行所定の方法により届出したパスワードとします。
⑧契約者は本サービスを最初に利用される時に「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」の変更を行ってください。この変更手続きによって契約者が当行に届出したものを「ログインパスワード」および「確認用パスワード」とします。

- ⑨「追加認証（秘密の質問・回答）」は契約者が本サービスを最初に利用される際に設定するものとします。
⑩当行が前項までの方法にて本人確認をして取引を実施したうえは、パスワードにき不正利用、その他の事故があった場合でも当行は当該取引を契約者の有効なものとして取り扱い、また、そのめくを発生した場合についても当行は責任を負いません。
⑪本サービスの利用にいて届出と異なるパスワードおよび追加認証（秘密の質問・回答）の入力が連続して当行所定の回数を超えた場合、契約者は当行が定める時間が経過するまで本サービスの利用ができません（以下「ロックアウト」といいます。）
⑫ロックアウトが当行所定回数連続した場合、その時点で当行は本サービスの利用を停止（以下「利用期間」といいます。）します。本サービスの利用閉塞状態を解除し利用を再開するには、当行所定の方法により利用再開の手続きを行い、届出した「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」の変更により、改めて「ログインパスワード」「確認用パスワード」および「追加認証（秘密の質問・回答）」をご登録いただきます。

- パスワードの有効期限は、セキュリティ確保のため当行所定の期間としますので、契約者は一定期間毎にパスワードの変更を行ってください。また有効期限に限りず、端末機より任意にパスワードの変更を行うことができます。この場合、契約者は変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行が受信した変更前のパスワードとあらかじめ当行が保有する最新のパスワードが一致した場合には契約者本人からの届出とみなし、パスワードの変更を行います。

- パスワードは第三者に教えたことなく、契約者ご自身の責任において厳重に管理してください。パスワードは本サービスをご利用したためのものであり、当行利用中であっても契約者にお届けすることはありません。

- ワンタイムパスワード
①ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、ソフトウェアにダウンロードされたパスワード生成機（以下「ソフトウェアトークン」といいます。）または、キーホール型パスワード生成機（以下「ハードウェアトークン」といいます。）により生成および表示可能な可変パスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）で、「ログインID」および「ログインパスワード」に加えて用いることにより、契約者本人であることを確認する一回路りの使い捨てパスワードです。
②契約者の発行
契約者がワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、インターネットバンキングにログインのうえソフトウェアトークンもしくはハードウェアトークンのいずれかを選択し申し込みの手続きを行います。ソフトウェアトークンを選択した場合は、契約者は当該電子メールに基づきアプリをダウンロードしてソフトウェアトークンの取得を行います。またハードウェアトークンを選択した場合、当行が契約者の代表口座届出住所にて送付したハードウェアトークンを利用します。

- ワンタイムパスワードの利用開始
契約者は、インターネットバンキングでワンタイムパスワードの利用開始手続きを行います。契約者が入力したワンタイムパスワードと当行が保有するワンタイムパスワードが一致した場合、当行は契約者からのワンタイムパスワードの利用開始依頼とみなしワンタイムパスワードの提供を開始します。
②ワンタイムパスワードの本人確認手続き
ワンタイムパスワードの本人確認手続きは、契約者のログイン時のワンタイムパスワードの利用開始後は、当行はインターネットバンキングのログイン取引について、契約者から通知された「ログインID」「ログインパスワード」に加え、ワンタイムパスワードによる本人確認を行います。
③ワンタイムパスワードの利用解除
イ、ソフトウェアトークンがダウンロードしたスマートフォンの変更やワンタイムパスワードの利用中止を希望する場合は、インクがワンタイムパスワードで利用解除手続きを行います。当行所定の状態で利用解除手続きが行えない場合は、契約者は当行所定の方法で届出し、当行が利用解除手続きを行います。なお、利用解除手続きが行えない場合は、契約者のログイン時の本人確認にワンタイムパスワードの入力は不要となります。
ロ、再度ワンタイムパスワードを利用する場合は、ワンタイムパスワード利用解除の一定時間以降に前記①および②の手続きを行います。
イ、ハードウェアトークンの利用中止を希望する場合は、インターネットバンキングで利用解除手続きを行います。契約者は当行所定の方法で利用解除手続きが行えない場合は、ハードウェアトークンを添えて当行所定の方法で届出し、当行が利用解除手続きを行います。

- ソフトウェアトークンをダウンロードしたスマートフォン、ハードウェアトークンおよびワンタイムパスワードは契約者自身の責任において厳重に管理してください。ソフトウェアトークンをダウンロードしたスマートフォンまたはハードウェアトークンを紛失、盗難に遭った場合は、速やかに当行に届出ください。当行への届出後に生じた損害については、当行は責任を負いません。
④トークンの有効期限は当行所定の期限とします。また、トークンの有効期限が定つた場合は、その旨を通知します。ソフトウェアトークンを利用の場合は、ソフトウェアトークンから有効期限の更新手続きを行います。ハードウェアトークンを利用の場合は、インターネットバンキングから更新手続きを行います。

- ⑤当行が保有するワンタイムパスワードと異なる内容により、所定の回数以上連続してワンタイムパスワードを入力した場合は、当行はインターネットバンキングの利用を停止します。再度、インターネットバンキングの利用を再開する場合は、契約者が当行所定の方法により届出するものとします。

- メール通知パスワードとは、本サービス（ワンタイムパスワード利用者を除きます。）の利用に際し、契約者の電子メールアドレスに対してお送りする可変的なパスワード（以下「メール通知パスワード」といいます。）で、「確認用パスワード」に加えて用いることにより、振込取引の内容および契約者本人であることを確認するパスワードです。
②利用方法
①メール通知パスワードの利用開始
ワンタイムパスワードをご利用されていない契約者は、インターネットバンキングでメール通知パスワードの利用開始手続きを行います。契約者が入力したメール通知パスワードと当行が保有するメール通知パスワードが一致した場合、当行は契約者からのメール通知パスワードの利用開始およびメール通知パスワードの提供を開始します。ワンタイムパスワードをご利用でない方は、メール通知パスワードを必要としません。
②メール通知パスワードによる本人確認手続き
当行所定の「確認用パスワード」に加え、メール通知パスワードによる本人確認の手続きを行います。契約者が入力したメール通知パスワード等と当行が保有するメール通知パスワード等が一致した場合、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。電子メールアドレスは当行からの電子メールが受信できないようにしてください。本サービスをご利用の際に当行からの電子メールが受信できない場合、一部サービスご利用できない場合があります。
③メール通知パスワードの有効期限および管理
メール通知パスワードは契約者がログインした、またはメール通知パスワードが再度発行されるまで有効です。ログイン中は契約者ご自身で厳重に管理してください。なお、ログイン後の管理は不要です。

- 取引認証
①取引認証とは、本サービスの利用に際し、端末機からインターネットを通じて当行所定の取引を行う際に、スマートフォンもしくは電子メールを使用して取引の内容を確認を行う機能です。スマートフォンアプリの利用にあたっては、契約者が所有するスマートフォンに当行所定のワンタイムパスワードアプリのダウンロードが必要です。

- 取引認証の利用開始
①取引認証の利用を希望する場合は、本サービスにログインのうえ、当行所定の手続きにより取引認証の設定を行います。当行取引の手続きが完了した時点で取引認証の利用開始依頼とみなし、取引認証の提供を開始します。
②取引認証の利用
契約者は、取引認証対象取引の内容を確認の上、当行へ依頼した取引内容と一致している場合は、当行所定の承認操作を行います。契約者が承認操作を行った場合、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。

- 取引認証の解除
取引認証の利用を解除する場合は、本サービスにログインのうえ、当行所定の手続きにより取引認証の解除を行います。

- 緊急停止
①契約者は、パソコンのウイルス感染やその他の理由により本サービスの利用を停止する必要があると判断した場合、自らの操作により本サービスを緊急停止（ログイン停止）することができます。
②操作停止を行う際は、予約した振替取引は取り消しとなります。定期自動送金は処理を停止します。その他、投資信託・外貨預金・住宅ローン返済の取り扱いは停止を行います。
③前記①により振込・振替等が取り消しおよび処理されたことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
④本サービスの利用を再開する場合、契約者は当行所定の方法により届出するものとします。
⑤取引の方法および取引内容の確定
本サービスによる取引の依頼は、前記11.に従った本人確認が終了後、契約者が取引に必要な事項を当行所定の方法により届出することにより、取引が完了することとなります。
⑥当行が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、契約者に依頼内容を確認します。その内容が正しい場合には、当行所定の方法でご確認ください。この依頼内容の確認が契約者に必要な当行所定の確認期間内に行為し、当行が受け付けた時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法で手続きを行います。
⑦当行が確認期間内に依頼内容の確認を受信しなかった場合は、各取引の「ご依頼内容の照会」で契約者が確認するものとします。各取引に伴う資金および諸費の引落し方法

- 前記16.の契約者から当行への回答は、振込・振替手数料等（以下各種取引に伴う資金および諸費用）といえます。を、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに、取引時に指定した代表口座またはサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）から当行所定の方法により引落します。
②「各種取引に伴う資金および諸費用」の引落しが成立しなかった場合（口座廃止（当座貸越を利用できる金額を含みます。））
③契約者当初に本サービスの利用の際に必要となる「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」は、契約者が当行所定の方法により届出したパスワードとします。
④契約者は本サービスを最初に利用される時に「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」の変更を行ってください。この変更手続きによって契約者が当行に届出したものを「ログインパスワード」および「確認用パスワード」とします。
⑤「追加認証（秘密の質問・回答）」は契約者が本サービスを最初に利用される際に設定するものとします。
⑥当行が前項までの方法にて本人確認をして取引を実施したうえは、パスワードにき不正利用、その他の事故があった場合でも当行は当該取引を契約者の有効なものとして取り扱い、また、そのめくを発生した場合についても当行は責任を負いません。

- 口座情報の照会
①契約者は代表口座およびサービス利用口座について、当行所定の方法・範囲に従い口座情報（残高、入出金明細）の照会を行うことができます。
②承認書類の不備、その他相当の事由がある場合には、支払指定口座については応答しない内容について、訂正または取消をすることがあります。
③残高の口座情報に関するお問い合わせは、当行の営業時間における内容であり、契約者引当情報照会を行った時点での内容とは異なる場合があります。なお、これに起因して損害が生じた場合、当行は責任を負いません。

- ④照会した際に記入したお問い合わせの内容は、当行所定の日以降に最大13ヶ月となります。

- 振込・振替取引
①振込・振替取引の範囲
①当行は、振込・振替取引の指定日に契約者が指定した支払指定口座から、振込資金または振替資金を引落しのうえ、契約者ご指定した当行本支店の預金口座および他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込・振替先口座」といいます。）あてに振込通帳の発信または振替の処理を行います。
②振込・振替取引は次により取扱います。
A. 振込・振替先口座が、代表口座またはサービス利用口座から選択された預金口座である場合は、「振替」として取扱います。
B. 上記を除く場合は「振込」として取扱います。
③振込・振替取引の依頼
①1日あたりの振込金額または振替金額は、当行所定の金額の範囲内で契約者が当行所定の方法により届出した金額（以下「支払限度額」といいます。）の範囲内とします。なお、ワンタイムパスワードの利用が有効な場合の支払限度額は、当行所定の金額とします。
②契約者の支払限度額が変更された場合、その時点であらかじめご依頼いただいている取引のうち未処理のものについては、変更後の支払限度額とします。
③本サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、あらかじめ当行が定める方法および操作手順に基づいて、振込・振替先口座、金額、振込・振替指定期日、その他の所定の事項を端末機から入力してください。
④利用者が本サービスで振込操作を行う都度、振込内容が自動的に確認し、振込取引を停止することができます。
⑤本サービスによる振込については、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税等も申し受けます。
⑥資金使途照会該当なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合、当行は当該資金を返却しをもって支払指定口座に入金するものとします。なお、この場合、振込の際に生じた振込手数料および消費税等は返却しません。
⑦以下各号に該当する場合、振込・振替の取引はお取扱いしません。これにより契約者に損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。受け付け後、取引を行うまでの間に以下の各号が生じた場合と同様とします。
①支払口座の支払可能残高がご指定の送金金額（振込手数料を含みます。）に不足するとき。なお、取引が不成立となった

- 後、支払指定口座への入金等により支払指定口座の支払可能残高が送金金額に達した場合でも、引き落としは行わず、取引は行いません。

- 支払指定口座が解約済のとき。
②契約者より支払指定口座に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
③支払指定口座への入金等が、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適切と認めたとき。
④その他、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当または不可能と判断したとき。
⑤依頼内容の変更・組戻
①前記16.(2)により振込・振替の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更することはできません。
②依頼16.の翌営業日より除当日の営業日を指定した予約扱いの依頼の場合には、指定日の前日まで端末機から当行所定の方法で取り消しを行うことができます。
③依頼内容確定後の振込については当行がやむを得ないものと認められた場合のみ、依頼内容の取消し（以下「組戻」といいます。）を受け付けます。この場合には当行が本サービスの窓口において当行所定の手続きにより取り消しをします。なお、組戻については当行所定の手数料および消費税等を申し受けます。
④組戻により振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合、当該資金を当行所定の手続きにより契約者の支払指定口座に入金します。なお、この場合振込みの際に生じた振込手数料および消費税等は返却しません。
⑤前号の処理後、改めて振込を行う場合は、新たな振込依頼として振込手数料および消費税等を申し受けます。
⑥前記③の場合において、振込先口座のある金融機関が生じた振込通知を受信しているときは、組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料および消費税等は返却しません。

- ⑦当行は振込・振替にかかる受付書（領収書）は発行しません。
⑧キャッシュカード、預金通帳、印鑑の喪失処分等を怠った場合、振込・振替がご利用いただけないことがあります。

- 定期自動送金取引
①定期自動送金取引の範囲
①当行は、定期自動送金の指定日に契約者が指定した支払指定口座から、送金資金を引落しのうえ、契約者ご指定した当行本支店の預金口座および他の金融機関の国内本支店の預金口座あてに送金の処理を行います。
②定期自動送金の支払指定口座に登録できる口座は、インターネットバンキングに登録されている普通預金口座とします。
③送金指定口座として登録できない口座は、本サービス利用口座、振込先として登録されている口座もしくは振込日時の変更が可能な口座とします。
④送金期間は、当行所定の範囲内もしくは振替期とします。
⑤定期自動送金取引の利用による振込については、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税等を申し受けます。
⑥定期自動送金取引の依頼
①本サービスおよび定期自動送金取引を依頼する場合には、当行所定の方法および当行所定の期日までに、送金先口座、金額、送金指定期日、振込先口座の指定、振込限度額を入力するものとします。
②送金指定期日は、③1日とし、指定期日当日は振込は、行えません。また、送金指定期日が銀行休業日の場合、あらかじめ指定した「前営業日」または「翌営業日」に送金処理を行います。
③1日あたりの送金金額は、当行所定の金額の範囲内で契約者が当行所定の方法により届出した支払限度額の範囲内とします。なお、ワンタイムパスワードの利が有効な場合の支払限度額は、当行所定の金額とします。
④契約者の支払限度額が変更された場合、その時点で自動的に登録されている定期自動送金については、変更後の支払限度額にかかわらず契約者ご自身で訂正する必要があります。
⑤以下の各号に該当する振込・定期自動送金サービスの取引はお取扱いしません。これにより契約者に損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。受け付け後、取引を行うまでの間に以下の各号が生じた場合と同様とします。
①支払口座の支払可能残高がご指定の送金金額（振込手数料を含みます。）に不足するとき。なお、取引が不成立となった後、支払指定口座への入金等により支払指定口座の支払可能残高が送金金額に達した場合でも、引き落としは行わず、取引は行いません。
②支払指定口座が解約済のとき。
③契約者より支払指定口座に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
④支払指定口座に対する差押等、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適切と認めたとき。
⑤その他、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当または不可能と判断したとき。
⑥資金使途照会該当なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合、当行は当該資金を返却しをもって支払指定口座に入金するものとします。なお、この場合、振込みの際に生じた振込手数料および消費税等は返却しません。

- 契約の変更・取消
契約の変更または取消については、端末機から当行所定の方法により当行所定の期日までに依頼するものとします。
②定期自動送金自動送金にかかる受付書（領収書）は発行しません。

- 定期預金取引
①本サービスにおいて契約者は、「サービス利用口座」として届出いただいている定期預金口座（簡易定期預金口座を含みます。）について、定期預金の入金・解約およびこれらに付随する当行所定の取引を行うことができます。なお、本サービスで取扱いのできる定期預金は当行所定の商品とします。また本規定に別段の取扱いのない場合は、当行の「定期預金規定」および各種預金規定により取扱います。
②定期預金の満期解約予約を行う場合は、あらかじめ入金口座の設定が必要です。
③定期預金の元金は解約時の場合の元金・利息等であり、契約者が指定した「サービス利用口座」より支払いは入金するものとします。
④定期預金の解約において、総合口座定期預金の貸越をご利用いただいている場合は、元金・利息等の入金口座を総合口座定期預金の指定預金口座のみとさせていただきます。
⑤当行所定の時間帯に契約者が取引依頼を完了したのめくについて、当行は所定の処理を行います。なお、定期預金入金にき必ず入金金額を通知します。
⑥当行の満期日前（振戻定期預金の振戻期間満了前の場合を含みます。）の定期預金の解約に応じる場合の利息の計算は、各定期預金規定に基づくものとします。
⑦当行定期預金の解約にかかる利息の計算書は発行しません。
⑧定期預金の通帳、印鑑の喪失処分等については、当行所定のご解約いただけないことがあります。
⑨定期預金取引にかかわる入金口座もしくは入金口座が当行所定の範囲、取引できないことがあります。

- 投資信託取引サービスは、契約者のパソコン等からの依頼に基づき、投資信託の購入、売却およびこれらに付随する業務を行うサービスです。
②投資信託取引サービスの利用資格者は18歳以上のもので、当行の規定・約款、関係法令、その他に従い、購入する投資信託の契約締結前交付書面（目論見書・補充書面）を事前にご読み込みし、商品内容について十分理解したうえで契約者自らの判断と責任において取引を行うものとします。
③投資信託取引サービスの利用が可能な商品（普通預金口座）もサービス利用口座であることが必要です。
④購入・売却ができる投資信託は当行が指定する銘柄とします。また、1回あたりの取引金額・口数は当行所定の範囲内とします。なお、当行所定の時刻時刻より後に支払が可能となった場合においても、当行は当該取引はできません。
⑤投資信託は、株式や債券などの価値のある商品で運用しておりますので、元金が保証されている商品ではありません。運用による損益は投資信託を購入された銘柄によって異なります。これにより、契約者に損害が生じた場合でも、当行が一切の責任を負いません。
⑥購入・売却は、当行は一切の責任を負いません。受け付け後、取引を行うまでの間に以下の各号が生じた場合と同様とします。
①入金金額が支払指定口座の残高を超えたとき（総合口座や随時決済型カードローンの貸越が利用できます）。なお、契約が不成立となった後、支払指定口座への入金等により支払指定口座の支払可能残高が購入金額に達した場合でも、引落しは行わず、取引は行いません。
②支払指定口座が解約済のとき。
③契約者より支払指定口座に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
④支払指定口座への入金等が、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適切と認めたとき。
⑤当行が、名称、住所変更および振込先口座の取り扱いはすべて停止または制限したとき。なお、当行は、届出のあった変更者または名称、住所変更した場合は送付書等（電子メール）を発送、送信し、お客さまが③1. 届出事項の変更の届出の一部または全部を停止または解除をすることができません。
⑥その他、やむを得ない事由があり、当行が取引を不適切または不可能と判断したとき。
⑦取引を行なった場合は、法令等でも定める取引内容や記載した書面を契約者のお届けの住所あてに郵送もしくは後記24.①に電子交付を行いますので、直ちに取引内容をご確認ください。
⑧外貨預金取引サービスによる外貨預金口座開設は代表口座と同一店舗に開設し、自動的にサービス利用口座として登録します。

- 外貨預金取引サービスによる外貨預金口座開設は代表口座と同一店舗に開設し、自動的にサービス利用口座として登録することができます。
④外貨預金口座開設後、当行所定の方法により印鑑の届出を行うものとします。印鑑の届出がない場合、当行所定の取引ができないことがあります。
⑤取引可能時間帯は当行所定の日時とし、1回営業日より前または当行所定の期間金額、単位は、当行所定の範囲とします。
⑥取引は当日届出してから手続きを行います。当行所定の時刻以降および銀行休業日を受け付けられないものについては、翌営業日取扱いとして手続きを行います。なお、当日の届出が当行所定の取引受付時間と異なる場合があります。
⑦外貨定期預金の解約の手続きを行う場合は、本サービスに同通貨の外貨定期預金の登録が必要です。
⑧外貨預金取引の適用相場等について
①外貨預金取引において、円相場との間で資金移動を行う場合に適用する外国為替相場は、処理を行う日の当行所定の適用相場とし、適用する金利は、処理を行う日の当行所定の金利とします。

- ②適用相場および金利は、本サービスの取引画面上から確認できます。インターネットバンキング取引で適用される相場および金利は、当行本支店窓口で公表している外から替相場および金利と異なる場合があります。その場合は、インターネットバンキング取引で適用される相場および金利を適用します。
- ③インターネットバンキング取引で適用される相場の公表後、為替市場における相場が大きく変動した場合などは、インターネットバンキング取引の適用相場を見直すことがあります。この場合、取扱いを一時的に中止もしくは中止することがあります。
- ④外貨預金口座への預入時に要した日貸額と、外貨預金口座からの払出時に要した日貸額とを差額、すなわち為替差損益はすべて契約者に帰属します。
- ⑤外貨預金取引において、当行にて処理が完了した取引は取り消すことができません。
- ⑥以上の各々に該当する外貨、外貨預金取引サービスの取引は取扱いしません。これにより契約者に損害が生じた場合など、当行には一切責任を負いません。貸付金を取り扱うまでの間に発生した各々が生じた場合と同様とします。
- ⑦取引の適用範囲を拡大し指定口座の支払可能取引額を増加させること、取引が成立しなかった場合、支払指定口座へ入金等により支払指定口座の支払可能取引額が引取引額金額に達した場合でも、引落しは行わず、取引は行いません。
- ⑧支払指定口座もしくは入金指定口座が解約済のとき。
- ⑨契約者が支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
- ⑩支払指定口座もしくは入金指定口座に対する差押等やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当と認めたとき。
- ⑪その他、やむを得ない事由があり、当行が取扱いを不適当または不可能と判断したとき。

24. 電子交付サービス

(1)サービスの内容

- ①電子交付サービスとは、(2)に定める対象書面について、紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービスをいいます。
- ②電子交付書面とは、対象書面のうち電子交付されるものをいいます。
- ③対象書面は、電子交付サービスを利用する場合、当行所定の方法により申込手続きを行うものとします。

- ④契約書面 金融商品取引法その他関連法令等定められる書面および当行が定める通知書面等のうち当行所定の書面とします。
- ⑤電子交付の方法 電子交付の方法は、金融商品取引法その他関連法令等で定められるものとなります。なお、当行が選択する方法とします。電子交付を行うにあたって、当行はその方法および内容を契約者に対し、書面または電磁的方法により承諾を得るものとなります。

- ④電子交付の留意点 当行は、電子交付サービスの提供にあたり、以下の各号の事項を取扱うものとします。
 - ①契約者は、電子交付サービスを利用する際は、取扱いを念頭に置いて取扱うものとします。
 - ②電子交付書面は、書面ごとにより電子交付紙媒体による交付かを選択することができます。
 - ③当行は、契約者にあらかじめ通知することなく、利用申込方法を追加または変更することがあります。
 - ④当行は、システムメンテナンスのために、電子交付サービスの全部または一部のサービスを予告なく停止することがあります。

- ⑤法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、電子交付サービスの利用期間中であっても電子交付でなく、紙媒体による交付を行うことがあります。
- ⑥電子交付サービスの解約等 当行は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、電子交付を取りやめ、対象書面を紙媒体により交付します。
 - ①契約者が電子交付サービスを解約した場合。
 - ②本サービスの解約等により電子交付サービスが終了した場合。
 - ③電子交付サービスの利用を停止することが適当であると判断した場合。
 - ④当行が電子交付サービスの提供を終了した場合。

25. ページごとの払込み (1)ページごとの払込みとは、あらかじめ登録されたサービス利用口座のうえ、契約者が指定した支払指定口座（定期預金口座を除きます。）から払込みを引落しうえ、当行所定の取納機関に対し、税金、手数料、料金額（以下「料金等」といいます。）の払込みを行うサービスをいいます。

- ②料金等の払込みを行うときは、当行が定める方法および操作手順に従ってください。

- ③ページごとの支払限度額 (1)ページごとの支払限度額は、当行所定の金額の範囲内で契約者が当行所定の方法により届出した支払限度額の範囲内となります。なお、ワンタイムパスワードの利用が有効な支払限度額は、当行所定の金額とします。

- ②契約者の支払限度額が変更された場合、その時でもあらかじめご依頼いただいている取引のうち未処理のものについては、変更後の支払限度額にかかわらず処理するものとします。

- ④ページごとの利用にあたっては、契約者がインターネットを通じてを経由して当行所定の画面から、取納機関から通知される取納機番番号、お客さま番号（または納付番号）、確認番号、その他当行所定の事項を入力して、取納機関に対する納付情報または請求情報照会（以下「照会」）をし、契約者が取納機関のウェブページにおいて、納付情報または請求情報を確認したうえで各種料金の支払方法としてページごとの支払方法としてご利用いただけます。この限りでは、当行のインターネットバンキング引継ぎ機能から当該請求情報または納付情報を確認したうえで、当行所定のパスワードを正確に入力してください。当行で受信したパスワードとあらかじめ当行に登録されたパスワードの一致を確認した場合には、契約者本人からの依頼と見なします。

- ⑤料金等の払込みは、当行が本人確認および払込み内容を確認して払込取引口座から引落し、取納機関が確認した上で確定するものとします。

- ⑥支払指定口座が変更された場合は、普通預金規定、総合口座引当規定、貯蓄預金規定にかかわらず「預金通帳、払戻請求書、キャッシュカード等」の提出なしで支払指定口座から引落しの上、当行所定の取納機関へ払込みを行います。ただし、以下の各号の場合は払込みを行うことができます。

- ①申込内容に基づく払込金額に当行所定の手数料を加えた金額が、手続き時において契約者の口座より払い戻すことのできる金額（当座残高を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
- ②1日あたりの利用金額が、当行所定の範囲を超えるとき。

- ③支払指定口座が解約済のとき。
- ④契約者が支払指定口座の依頼に同意し、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。

- ⑤取納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができなとき。
- ⑥その他、やむを得ない事由があり、当行が取扱いを不適当または不可能と判断したとき。

- ⑦ページごとの払込みの利用期間は、当行が定める利用期間内としますが、取納機関の利用時間の変動等により、当行が定める利用期間でも利用できないことがあります。また、利用期間であっても、払込依頼に対して当行が取納機関に内容を確認する等の理由により、当行所定の処理期間内の手続きが完了しない場合には、お取扱いできない場合があります。

- ⑧料金等の払込みの確定は、払込の取消、変更はできません。
- ⑨当行は、料金等の払込みから領収書（領収書）を発行しません。また、取納機関の請求情報または納付情報の内容、取納機関での取納手続きの結果その他取納等に関する取扱いについては、取納機関に直接お問い合わせください。

- ⑩取納機関からの連絡により、一度受け付けた料金等の払込みが取消となることがあります。
- ⑪当行または取納機関側の回数を超えて、所定の項目の力を認めた場合は、ページごとの払込みの利用が停止されることがあります。

26. 公共料金口座振替契約の申込み (1)本サービスにより、契約者は代表口座またはサービス利用口座の普通預金口座（総合口座普通預金を含みます。）を引落口座とする公共料金の支払にに関する預金口座振替契約の申込みを行うことができます。ただし、申込み可能な取納機関は当行所定の取納機関に限ります。

- ②前記①による預金口座振替については、別途定める「預金口座振替規定」に基づきます。
- ③取納機関への預金口座振替契約の届出は、原則として当行が契約者により行います。

- ④預金口座振替の開始時期は、前記①の届出に基づく各取納機関任意の時期となります。預金口座振替の開始時期については当行は責任を負いません。
- ⑤本件の取扱いに関して紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

27. ローン取引 (1)ローン残高照会・繰上返済予約・住宅ローン固定金利特約申込み（以下「ローンサービス」といいます。）は、契約者のパソコン等により、当行で借入れのローンに同意して申込みを行うことができ、当行所定の取引を依頼できるサービスとなります。

- ①残高照会
- ②繰上返済シミュレーション
- ③繰上返済予約
- ④繰上返済予約内容の確認・取消
- ⑤固定金利特約申し込み（住宅ローンのみ）
- ⑥固定金利特約申込み（住宅ローン）
- ⑦固定金利特約申込み内容の確認・取消（住宅ローンのみ）

- ⑧ローンサービスは、本サービス契約者のうち当行所定の条件に該当した場合に利用することができ、契約者からの申込みは必要ありません。
- ⑨ローンサービスの対象となるローンは当行所定のローンとします。なお、繰上返済予約および固定金利特約申込み（住宅ローンのみ）の利用が可能なローンであっても、ローンの返済状況によっては取扱いできない場合があります。

- ⑩ローンサービス手数料 ①繰上返済予約・固定金利特約申込み（住宅ローンのみ）の利用にあたっては、当行所定の利用手数料およびこれに伴う消費税等を含みます。
- ②前号の利用手数料は、普通預金規定（総合口座引当規定を含みます。）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに、ローン返済口座から当行所定の日に当行所定の方法により引落します。

- ③繰上返済予約の受付 ①当行所定のローンについて、繰上返済予約を行うことができます。
- ②繰上返済申込みによる返済口座は、ローン契約時の消費者ローン契約書に従いますので、インターネットバンキングの利用口座と異なる場合があります。

- ③繰上返済予約の申込みは、次に定める取扱いはできません。この場合、取引店または管理店手続きを行うものとします。
 - A. 毎月返済および増額返済の削減金の変更
 - B. 増額返済部分のみの繰上返済
 - C. ローン的全額繰上返済

- ④繰上返済を行う場合には当行所定の方法により取扱うものとし、この条項に定めるない事項については、ローン契約時の返済消費者ローン契約書およびこれに付属する契約書等（以下「原契約等」といいます。）に従うものとします。
- ⑤繰上返済予約の受付で使用する「繰上返済元金」といふ表現は、元金の指す場合と、元利金を指す場合があります。

- ⑥繰上返済可能日は当行所定の日とし、当行所定の時限まで申し込むものとします。
- ⑦当該ローン契約書が有効である場合、もしくは連帯保証人がある場合は、あらかじめ連帯保証者・連帯保証人の同意があるものとして取扱います。

- ⑧繰上返済予約の申込みは、当行がその内容を確認した時点で有効が確定したときとし、繰上返済日に処理を行います。
- ⑨繰上返済予約の申込受付後、自宅または勤務先等に申込内容確認の連絡をさせていただく場合があります。
- ⑩繰上返済予約の取消しは、当行所定の時限まで、

- ①繰上返済により増額返済部分の未払利息がある場合には、繰上返済元金に含めるものとし、繰上返済日に支払うものとします。
- ②繰上返済に伴う返済期間等、原契約書の契約内容は、繰上返済の処理が行われた時点で変更し、効力を有するものとしま

- ③繰上返済元金および繰上返済手数料は、繰上返済日の前日までに原契約等で定められた口座に入金するものとします。残高不足等の事由により引落しできない場合には、当該返済予約はなかったものとして取扱います。
- ④繰上返済予約の申込みを受け付けた場合においても、以下の場合には繰上返済処理は行わず、当該返済依頼はなかったものとして取扱いします。

- A. すでに取引店または管理店にて繰上返済の申込みがなされているとき
- B. 返済用口座に支払停止等の制限がなされているとき
- C. 約定返済が遅れているとき
- D. 民事再生手続など法的整理（手続き）中のとき

- E. その他、当行が取扱いを不適当または不適切と判断したとき
- ⑤繰上返済に伴い、保証料の返戻が発生する場合は、後日返済口座へ返戻保証料を入金します。

- (6)固定金利特約の申込み ①当行所定の住宅ローンについて、借入条件のうち金利優遇を行うことができます。なお、金利優遇の変更とは、固定金利期間が終了する場合に再び固定金利を選択する、または変更期間から固定金利へ変更することをいいます。
- ②固定金利特約の受付は、次に定める取扱いはできません。この場合、取引店または管理店手続きを行うものとします。A. すでに取引店または管理店にて固定金利特約の申込みがなされているとき

- B. 返済用口座に支払停止等の制限がなされているとき
- C. 約定返済が遅れているとき
- D. 民事再生手続など法的整理（手続き）中のとき
- E. その他、当行が取扱いを不適当または不適切と判断したとき

- ③固定金利特約の申込みもって内容を確定し契約するものとし、契約の効力は固定金利特約手続きが完了した時点で確定したものとします。なお、お申込内容については、別途変更契約書の締結は行わず、変更後の契約内容についてはお取引画面上にて確認するものとします。

- ④固定金利特約の申込みもって内容を確定し契約するものとし、この条項に定めるない事項については、ローン契約時の消費者ローン契約書およびこれに付属する契約書等（以下「原契約等」といいます。）に従うものとします。
- ⑤当行は、契約者から住宅ローン・固定金利特約の申込内容を確認の上、申込内容に基づき住宅ローン固定金利特約の手続きを当行所定の方法で取扱うものとします。

- ⑥固定金利特約の申込みもって内容を確定し契約するものとし、当行所定の時限まで申し込むものとします。
- ⑦固定金利特約の申込みもって内容を確定し契約するものとし、契約の効力は固定金利特約手続きが完了した時点で確定したものとします。なお、お申込内容については、別途変更契約書の締結は行わず、変更後の契約内容についてはお取引画面上にて確認するものとします。

- ⑧適用利率は処理時刻の店頭表示利率を適用します。
- ⑨固定金利期間が終了する場合は、固定金利特約日の前日までに原契約書で定める口座に入金するものとします。残高不足等の理由により引落しできない場合には、当該固定金利特約の受付はなかったものとして取扱います。

- (7)注意事項 ①返済シミュレーションの結果は、あくまでも概算であり、実際の手続き結果と異なる場合があります。
- ②住宅ローンを利用し、住宅借入金特別控除を受けたい契約者が一部繰上返済を行うことにより、繰上返済後の返済期間（初回返済日から繰上返済後の最終返済日まで）が10年未満（元金の返済回数が120回未満）となる場合には、住宅取得控除の特典が受けられなくなります。
- ③住宅ローンを利用し、本年の「住宅取得費に係る借入金の年末残高証明書」に基づいて受取たい契約者が、本年まで一部繰上返済をされた場合、年末予定取引が変わりますので、「住宅取得費に係る借入金の年末残高証明書」の再発行が必要となります。再発行については取引店または管理店窓口にお出ください。

28. 住所・電話番号変更届付け (1)本サービスにより住所・電話番号変更の受け付けをした場合は、届出いただいた代表口座およびサービス利用口座について変更を行います。

- ②代表口座または住所・サービス利用口座において、投資信託・公共料金の取扱いがある場合については、本サービスによる住所変更の届出も、別途当行所定の書類を当行提示する必要があります。当行は住所変更受け付け後当行所定の期間、処理を保留し、書類の提示がない場合は住所変更の依頼が取り消されたものととして処理します。

- ③以下の各号の場合については、本サービスによる住所・電話番号変更の受け付けはできません。別途、当行本支店の窓口での手続きが必要となります。なお、契約者のお取引内容によっては、当行からお取引内容について確認させていただく場合があります。

- ①住所・電話番号変更の届付けは、住所・電話番号変更の受付が完了した時点で完了するものとします。
- ②住所事項の変更を当行に通知した後、届出事項の変更の受付が実施されるまでに届出事項に従って当行が実施した手続きにより契約者が生じた損害については、当行の責による場合を除き当行は責任を負いません。

29. WEB口座振替 (1)WEB口座振替サービスとは、契約のパソコン等からの預金通帳（紙媒体の通帳）を発行する口座（以下「有通帳」といいます。）から、預金通帳（紙媒体の通帳）を発行しない口座（以下「WEB口座」といいます。）へ切替えるサービス（以下「切替サービス」といいます。）です。
- ②切替サービスの対象口座は、本サービスの代表口座、サービス利用口座として登録済の「普通預金口座（総合口座の普通預金も含みます。）」です。
- ③「普通預金口座（総合口座の普通預金も含みます。）」のうち、以下のいずれかに該当する口座は、切替サービスの対象外です。

- ①キャッシュカード発行口座
- ②当行所定のサービス設定口座
- ③その他、当行所定の口座

- ④普通預金口座が総合口座（総合口座の定期預金や積立定期預金の場合や定期預金通帳が別冊になっている場合を除きます。）の場合、切替サービスによる切替により総合口座定期預金口座も同時にWEB口座に切替えます。なお、総合口座定期預金口座がサービス利用口座として登録がある場合、自動的にサービス利用口座に登録します。（登録まで当行所定の日数がかかります。）

- ⑤切替サービスによる切替え以後、当行本支店の窓口、ATMで通帳を使わずにお取引（通帳振替、預金の入金等）は全て利用できます。
- ⑥預金の入金等は、原則本サービスまたは足利銀行アプリもしくは、キャッシュカードを使用するうえATMで行うものとします。

- ⑦WEB口座は有通帳に切替えるものとし、当行本支店窓口で当行所定の手続きが必要となります。普通預金口座に総合口座定期預金口座を設定している場合は、総合口座定期預金口座も同時にWEB口座に切替えます。なお、総合口座定期預金の切替手数料（通帳再発行手数料）が必要となります。

- ⑧電子メールによる各種取引のご通知 契約者から前記2に定める取引（一部を除きます。）を当行が本サービスで受け付けした場合、当行は各種取引の受付内容で記載した電子メール（以下「通知メール」といいます。）を契約者が登録した電子メールアドレスに発信することをもち、契約者に通知したものとみなします。この当行所定の通知方法に同意しないだけの場合、本サービスのお取引はできません。なお、電子メールアドレスの登録は、本サービスの初回ご利用時の登録画面で登録するものとします。

- ⑨届出事項の変更 預金口座等についての印鑑、氏名、住所、電話番号、本サービスに登録している代表口座・サービス利用口座等届出事項に変更があった場合は、各種預金規定およびその他の取引規定に従い直ちに当行所定の方法により届出てください。前記28.により取扱う場合を除きます。この届出の前には生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ⑩取引または債権の追加 契約者は本サービスに今後追加される取引または債権については、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が所定の一部の取引または債権についてはこの限りではありません。

33. 取引内容の確認等 (1)本サービスにより行った取引については、原則当行所定の方法により本サービスを利用して照会することができます。今後利用可能な取引が追加となる場合も、原則として同様に照会できます。
- ②本サービスにより取付・振替取引を行った後は、すみやかに本サービスまたは足利銀行アプリによる照会もしくは、当行のATM等により取引内容をご確認いただけます。

- ③取引内容の照会 取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録と当行記録内容を正当なものとして取扱います。

34. 海外からの利用 (1)原則として、国内からのご利用に限ります。
- ②契約者が本サービスを海外からご利用になる場合、各国の法令、制度、通信事情、その他の事情を事前に確認の上、契約

- 者の責任により行うものとします。
- ③各国の法令その他の変更等により本サービスが特定の地域で利用できなくなった場合もしくは利用に適さなくなった場合、当行から通知することなく本サービスの一時利用中止もしくは解約を行うことができるものとします。

35. パスワード等の盗用による損害 (1)パスワード等の盗用により、他人が本サービスを不正に利用され生じた取引については、契約者の責によらずじ、かつ当行所定の事項を満たす場合、契約者が当行に対し当該取引による損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の補償を請求することができます。
- ②当行は、契約者の請求が前項に定める内容であることを確認の上、別途定める「インターネットバンキング・足利銀行アプリ」の不正使用による金融被害補償規定」により、当行所定の範囲内で補てんするものとします。

36. 免責事項 以下に各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能、不正使用等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ①災害、事変、裁判等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- ②公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード等が盗取られた場合。
- ③当行および金融機関の共同システムの運営者が担当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ④当行および金融機関の共同システムの運営者が担当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード等が取引情報等が漏洩したとき。
- ⑤郵送上の事故により、第三者が契約者の情報を知り得たとき。
- ⑥当行以外の金融機関の盗聴等が漏洩したとき。
- ⑦当行の責任に帰すべき事由がなかったとき。

- ⑧契約者の端末機の設定変更およびその他の利用環境の変更や端末機のアップグレード等が行われた際に、操作が変更またはご利用いただけなくなる場合があります。それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ⑨本サービス申込みの際に契約者が当行所定の申込書に押印した代表口座またはサービス利用口座の印影を、書類に添付し提出した場合は、その印影を承認し、その承認した印影を当該取扱いのうえに、その印影を書類につき偽造、変造その他の事故があっても、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ⑩インターネット等による本サービス申込み、サービス利用口座開設・削除および口座開設の依頼は、契約者が端末機から送信したパスワード等と当行に事前に登録したパスワード等とを照らし、その一致が確認された場合は、パスワードに不正に使用し、その他の事故があっても当行は当該取扱いを有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

- ⑪契約者は本サービスの利用に際し、公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の安全性および本サービスにおいて当行の運営する安全対策について了承しているものとみなします。本サービスに使用する端末機および通信媒体（以下「取引機器」といいます。）が正常に動作する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は、本契約により取引機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害については当行は責任を負いません。

- ⑫本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の方法で本人確認手続きを行ったうえで送信者を契約者と認めて取引を行うことにより、当行が本人確認が完了しない場合を除き、取引機器および通信媒体らびにパスワード等の偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害については当行は責任を負いません。

37. 解約等 (1)本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが完了した後に有効となります。

- ②当行の都合によりこの契約を解約する場合は、届出住所等解約の通知を行います。当行が解約の通知を届出の住所あてに発信したにもかかわらず、その届出が未着・届着まで不到着（受領拒否の場合も含みます。）の場合は、通常到着するまでに到達したものとみなします。

- ③「サービス利用口座が解約もしくは休職口座となった場合、同時当該口座に対する本契約は解約されたものとします。また、代表口座が解約もしくは休職口座となった場合、本契約は全て解約されたものとします。
- ④契約者以外の各号の事故があっても生じた場合は、当行はいつでも本契約を通知することなく本契約を解除することができます。

- ①相続の開始があったとき。
- ②支払停止または破産、民事再生手続開始の申出があったとき。
- ③成年後見、補佐、補助、または任意後見監督人選任の申立があったとき。
- ④公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード等が盗取られた場合。
- ⑤電子交換の取引情報等が漏洩したとき。
- ⑥住所変更の届出を怠るなど契約者のために帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。

- ⑦前記1.から当行所定の手数料が支払われないとき。
- ⑧1年以上にわたり本サービスの利用がなかったとき。
- ⑨その他、本サービスが利用に際して適さなくなる行為を当行が認め、本サービスの利用を継続することが不適当である場合に、当行はいつでも契約者に通知することなく本契約を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた時は、その損害額を契約者が支払うものとします。

- ①本サービス申込時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- ②契約者（または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用者、及び主要株主等を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総合会等、社会連帯等類似グループまたは特殊知能暴力団員等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、またはこれのいずれかに該当することから判明した場合。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると思われる関係有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不利なる利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を有するなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または提供を供与するなど、関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されべき関係を有すること

- ③契約者（または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用者、及び主要株主等を含む。）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つに該当する行為をしたとき。
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的に認めらるる不当な要求行為
- C. 取引に關する脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他A.からD.に準ずる行為

38. 関係保証の利用・準用 この規定に定めるない事項については、関係する当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、各種定期預金規定等、当座勘定・定期預金規定、払込規定、投資信託取引規定、その他関連規定等より取扱います。

39. 本サービス内容または本規定の変更 (1)本サービス内容及び本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変動その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載などによる公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- ②前項の変更は、公表等の上記に定める適用開始日から適用されるものとします。

40. サービスの提供 当行は、ウェブサイト上の表示など当行所定の方法により3ヶ月前までに予告することにより本サービスを廃止することができるものとします。

41. 契約期間 本契約の契約期間は申込日から1年間とし、特に契約者が事前に当行所定の書面による解約のお手続き、または当行からの書面による解約の通知がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

42. 債権の保全 本契約の準拠法は日本法とします。本規定に基づく諸取引に関して生じた紛争については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

以上